

平成28年度

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」

会 議 次 第

- 1 健康福祉部長あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 会長・副会長の選出
- 4 会長・副会長あいさつ
- 5 議事
 - (1) 山陽小野田市障がい者計画及び
第5期山陽小野田市障がい福祉計画の策定について
 - (2) 市内の障がい者の現状について
 - (3) 第3期計画の実績と第4期計画の進捗状況について
 - (4) 平成28年度主な事業の実施状況について
 - (5) 計画策定のためのアンケート（案）について
 - (6) その他

と き 平成29年2月16日（木）14：00～

ところ 小野田保健センター

資料目次

- 「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」委員名簿・・・・・・・・1
- 山陽小野田市障がい者計画及び・・・・・・・・2
第5期山陽小野田市障がい福祉計画の策定について
- 市内の障がい者の現状について・・・・・・・・4
- 第3期計画の実績と第4期計画の進捗状況について・・・・・・・・8
- 平成28年度主な事業の実施状況について・・・・・・・・22
- 「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則」・・・・・・・・25
- 「障害者基本法」・「障害者総合支援法」（抜粋）・・・・・・・・26
- 障がい福祉に関するアンケート調査 調査票（案）（別添資料2）

「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」委員名簿

任期：平成２８年１０月１日～平成３０年９月３０日

No.	所属機関・団体名称	委員氏名
1	山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会	上 村 篤 子
2	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団	内 田 隆 史
3	光栄会障害者就業・生活支援センター	岡 村 洋 子
4	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	沖 野 浩
5	小野田医師会	川 端 章 弘
6	山陽小野田精神保健家族会	黒 瀬 桂 子
7	山陽小野田市民生児童委員協議会	桑 原 照 道
8	「山陽小野田市障害者協議会」	佐々木 勇 蔵
9	山陽小野田市教育委員会学校教育課	笹 村 正 三
10	社会福祉法人神原苑	澤 村 知 美
11	宇部公共職業安定所	徳 永 繁
12	一般公募	西 廣 美智子
13	山口大学医学部	長 谷 亮 佑
14	一般公募	長谷川 みゆき
15	山陽ボランティア連絡協議会	水 田 愛 子
16	厚狭郡医師会	村 上 紘 一
17	小野田ボランティア連絡協議会	森 本 眞智子
18	特定非営利活動法人山陽小野田市手をつなぐ育成会	矢 田 英 治

（５０音順）

【1】山陽小野田市障がい者計画及び

第5期山陽小野田市障がい福祉計画の策定について

1 計画の位置づけ及び性格

○山陽小野田市障がい者計画

「障害者基本法」第11条第3項に基づいて定める「市町村障害者計画」であり、障がい者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい者施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

○山陽小野田市障がい福祉計画

「障害者総合支援法」第88条第1項に基づいて定める法定計画であり、障がい者福祉計画を上位計画とし、基本理念を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

	障がい者計画	障がい福祉計画
根拠法	「障害者基本法」第11条第3項	「障害者総合支援法」第88条第1項
性 格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画	障がい福祉サービスの等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画
現 状	平成27年度～平成29年度 (3年間)	第4期計画： 平成27年度～平成29年度 (3年間)
今回計画期間	平成30年度～平成35年度 (6年間)	第5期計画： 平成30年度～平成32年度 (3年間)

また、両計画は、本市のまちづくりの上位計画である山陽小野田市総合計画の部門別計画として、障がい者の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより計画の推進を図るものです。

2 計画の期間

年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
	山陽小野田市 障がい者計画 (H24～H26)			山陽小野田市 障がい者計画 (H27～H29)			山陽小野田市障がい者計画 (H30～H35)					
	第3期山陽小野田市 障がい福祉計画 (H24～H26)			第4期山陽小野田市 障がい福祉計画 (H27～H29)			第5期山陽小野田市 障がい福祉計画 (H30～H32)			第6期山陽小野田市 障がい福祉計画 (H33～H35)		

3 計画策定スケジュール

- 障がい者の地域移行や一般就労の促進などに向け、障がい者のニーズを把握するとともに、障がい福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるためアンケート調査を行い計画策定の基礎資料とします。
- 障がい福祉計画検討委員会を開催し、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、公募市民の方等、幅広い視点で協議いただきます。
- 計画策定において、市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施します。

月	実 施 内 容
平成29年 3月	障がい福祉に関するアンケート発送
4月～5月	アンケートの集計・分析
6月	第1回「障害福祉計画検討委員会」
10月	第2回「障害福祉計画検討委員会」
12月	パブリックコメント
平成30年 2月	パブリックコメントでの意見掲載（市広報） 第3回「障害福祉計画検討委員会」
3月	「山陽小野田市障がい者計画」及び 「第5期山陽小野田市障がい福祉計画」策定

【2】市内の障がい者の現状について

1 障がい者手帳所持者の状況

各年度とも4月の数値で、人口比はH22 国勢調査による市人口（64,550人）で算出しています。

(1) 身体障がい者の状況

① 「身体障害者手帳」所持者数

（各年度4月）（人）

年 度	23	24	25	26	27	28
所持者数（人）	2,768	2,784	2,812	2,845	2,809	2,783
市人口比（%）	4.29	4.31	4.36	4.41	4.35	4.31

※平成28年4月 男性：1,252人（45%）女性：1,531人（55%）計2,783人

② 年齢別「身体障害者手帳」所持者数

（各年度4月）（人）

年 齢	23	24	25	26	27	28	
～5歳	11	8	11	10	6	4	0.1%
6歳～17歳	41	37	35	37	36	35	1.3%
18歳～59歳	498	471	433	451	378	401	14.4%
60歳～64歳	269	284	269	273	249	259	9.3%
65歳～	1,949	1,984	2,064	2,074	2,140	2,084	74.9%
合 計	2,769	2,784	2,812	2,845	2,809	2,783	100%

③ 等級別「身体障害者手帳」所持者数

（平成28年4月）（人）

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
人数	863	394	551	683	135	157	2,783
比率（%）	31.0	14.2	19.8	24.5	4.9	5.6	100

(2) 知的障がい者の状況

① 年齢別・程度別「療育手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年 齢	程度	23	24	25	26	27	28	
18 歳未満	A	30	18	19	18	24	23	4.7%
	B	73	74	80	76	84	81	16.7%
	計	103	92	99	94	108	104	21.4%
18 歳以上	A	155	145	143	159	162	164	33.7%
	B	169	171	183	198	209	218	44.9%
	計	324	316	326	357	371	382	78.6%
合 計	A	185	163	162	177	186	187	38.4%
	B	242	245	263	274	293	299	61.6%
	計	427	408	425	451	479	486	100%
市人口比 (%)		0.66	0.63	0.66	0.70	0.74	0.75	

※平成28年4月 男性：280人(57.6%) 女性：206人(42.4%) 計486人

(3) 精神障がい者の状況

① 年齢別・等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者数

(各年度4月)(人)

年 齢	等級	23	24	25	26	27	28	
18 歳未満	1 級	1	0	0	0	0	1	0.3%
	2 級	0	1	2	1	2	12	3.5%
	3 級	2	5	9	10	11	27	7.8%
	計	3	6	11	11	13	40	11.6%
18 歳以上	1 級	89	95	104	88	79	72	20.9%
	2 級	108	112	143	155	163	151	43.8%
	3 級	40	38	49	61	81	82	23.8%
	計	237	245	296	304	323	305	88.4%
合 計	1 級	90	95	104	88	79	73	21.2%
	2 級	108	113	145	156	165	163	47.2%
	3 級	42	43	58	71	92	109	31.6%
	計	240	251	307	315	336	345	100%
市人口比 (%)		0.37	0.39	0.48	0.49	0.52	0.53	

※平成28年4月 男性：178人(51.6%) 女性：167人(48.4%) 計345人

② 精神障がい者の医療状況

(各年度4月)(人)

区 分	23	24	25	26	27	28
市の精神通院 受給者数	694	741	844	872	894	1,001

2 「障害支援区分」審査判定の状況

「障害支援区分」は、区分6が重度で、区分1にいくほど軽度となり、日常生活上支援が必要ない場合は非該当となります。介護給付のサービスを利用する際には、「障害支援区分」の判定が必要となります。

判定方法は、まず聞き取りにより認定調査の一次判定結果及び特記事項を作成します。これに医師意見書を加えて、「障害支援区分認定審査会」に提出し、1合議体につき5名の委員により、3年以内の期間を定めて区分を認定します。

在宅では軽度の区分の障がい者が多く、施設入所では重度の区分の障がい者が多くなっています。

<「障害支援区分」の認定状況>

(平成28年12月)(人)

区 分	非該当	1	2	3	4	5	6	合計
身 在宅者	0	2	3	5	12	7	17	46
体 施設入所者	0	1	0	1	4	2	16	24
知 在宅者	0	5	15	24	26	27	11	108
的 施設入所者	0	1	1	2	9	13	32	58
精 在宅者	0	3	16	10	4	0	0	33
神 施設入所者	0	0	0	0	0	0	0	0
合 在宅者	0	10	34	39	42	34	28	187
計 施設入所者	0	2	1	3	13	15	48	82
割 在宅者	0%	5.3%	18.2%	20.9%	22.4%	18.2%	15.0%	100%
合 施設入所者	0%	2.4%	1.2%	3.7%	15.9%	18.3%	58.5%	100%

3 障がい者の雇用状況について

障がい者の雇用状況について、平成20年度以前は旧小野田公共職業安定所管内（山陽小野田市、美祢市、楠町）の数値、平成21年度以降は公共職業安定所の統合により、宇部公共職業安定所管内（山陽小野田市、宇部市、美祢市）の数値です。

「障害者法定雇用率」は、平成25年4月に1.8%から2.0%へ引き上げとなるとともに、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変更になっています。

一般就労には、公共職業安定所での求職や相談のほか、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や「障害者就業・生活支援センター」などが支援を行っています。

公共職業安定所調（各年度6月）

年度	管内対象 企業数 (箇所)	管内雇用 障がい者数 (人)	管内雇用率 (%)	県雇用率 (%)	国雇用率 (%)
19	34	124.5	1.78	2.17	1.55
20	35	107.5	1.75	2.22	1.59
21	130	482.0	1.82	2.22	1.63
22	124	489.0	1.90	2.28	1.68
23	135	544.5	1.89	2.24	1.65
24	141	551.5	1.88	2.28	1.69
25	173	567.5	1.80	2.33	1.76
26	166	618.5	1.99	2.46	1.82
27	159	588.0	1.93	2.51	1.88
28	168	613.0	1.96	2.47	1.92

※障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の計。

重度身体障がい者及び重度知的障がい者は、1人を2人とダブルカウントを行い、重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者、重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者及び精神障がい者の短時間労働者は1人を0.5人としてカウントし、重度身体障がい者及び重度知的障がい者の短時間労働者は1人を1人とカウントしている。

【3】 第3期計画の実績と第4期計画の進捗状況について

第3期計画の実績及び第4期計画の進捗状況です。

1 「障害福祉サービス」等の実績と進捗状況

(1) 「障害福祉サービス」

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅で訪問による介護や、通院等へ同行などの支援を受けるサービスです。

○ 居宅介護(障害支援区分1以上)

居宅において、入浴、排泄、食事の介護や家事など生活全般にわたる支援を行います。

<年間利用時間>

※ () は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	5,577 (39 人)	5,863 (41 人)	6,006 (42 人)	7,425 (55 人)	8,100 (60 人)	8,775 (65 人)
実績	5,852 (43 人)	6,712 (49 人)	6,490 (52 人)	7,133 (52 人)	6,005 (43 人)	

○ 重度訪問介護(障害支援区分4以上)

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者や行動障がい者を有する方に、居宅において、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援や見守りなどを総合的に行います。

<年間利用時間>

※ () は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	1,280 (1 人)	1,280 (1 人)	1,280 (1 人)	1,280 (1 人)	1,280 (1 人)	1,280 (1 人)
実績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	647 (2 人)	1,400 (3 人)	

○同行援護(身体介護なし:障害支援区分認定不要)

(身体介護あり:障害支援区分2以上)

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時においてその障がい者等に同行し、必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際に必要な支援を行います。

<年間利用時間>

※()は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	640 (8 人)	720 (9 人)	800 (10 人)	900 (9 人)	1,000 (10 人)	1,100 (11 人)
実績	557 (7 人)	673 (7 人)	632 (6 人)	623 (7 人)	791 (5 人)	

○行動援護(障害支援区分3以上)

知的障がい者又は精神障がい者に、買い物や通院などで行動する際の危険を回避するために必要な支援を行います。

<年間利用時間>

※()は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	360 (1 人)	360 (1 人)	360 (1 人)	360 (1 人)	360 (1 人)	360 (1 人)
実績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	

○「重度障害者等包括支援」(障害支援区分6以上)

常時介護を必要とし、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護その他の「障害福祉サービス」を包括的に提供します。

<年間利用時間>

※()は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	4,380 (1 人)	4,380 (1 人)	4,380 (1 人)	4,380 (1 人)	4,380 (1 人)	4,380 (1 人)
実績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	

② 日中活動系サービス

現在の法体系では昼間のサービスと夜間のサービスをそれぞれ選んで利用することとなっていますが、日中活動系サービスはその名称のとおり、昼間の活動を支援するサービスです。

○生活介護(障害程度区分3以上※施設入所を伴う場合は区分4以上)

(50歳以上:障害程度区分2以上※施設入所を伴う場合は区分3以上)

常に介護を必要とする方に、日中に入浴、食事、排泄等の介助を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。実際の利用者の中には、施設に入所して常時利用している方と、通所により月に数日利用する在宅の方がいます。

<年間利用日数>

※()は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	24,200 (110 人)	24,860 (113 人)	25,960 (118 人)	30,800 (140 人)	31,240 (142 人)	31,680 (144 人)
実績	26,485 (125 人)	26,216 (124 人)	30,789 (137 人)	32,091 (140 人)	31,970 (142 人)	

○自立訓練(機能訓練)

地域で生活する上で、身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、施設への通所や在宅への訪問により、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

<年間利用日数>

※()は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	264 (1 人)	264 (1 人)	264 (1 人)	264 (1 人)	264 (1 人)	264 (1 人)
実績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	

○自立訓練(生活訓練)

知的障がい者又は精神障がい者に、入浴や排泄、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。

このサービスの利用期間は原則として2年間までとなっています。

<年間利用日数>

※()は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	1,800 (10 人)	1,080 (6 人)	720 (4 人)	1,500 (10 人)	1,950 (13 人)	2,400 (16 人)
実績	1,971 (15 人)	2,023 (13 人)	947 (11 人)	653 (7 人)	647 (7 人)	

○就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動や職場体験等の活動の機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着他の目に必要な相談等を行います。

<年間利用日数>

※()は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	6,800 (34 人)	6,200 (31 人)	4,400 (22 人)	6,696 (31 人)	7,344 (34 人)	7,992 (37 人)
実績	6,128 (46 人)	6,776 (51 人)	6,457 (52 人)	4,863 (40 人)	5,835 (40 人)	

○就労継続支援(A型)

一般企業等での雇用が困難な障がい者に、雇用契約等により生産活動その他の活動の機会の提供等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

<年間利用日数>

※()は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	3,150 (14 人)	4,050 (18 人)	4,725 (21 人)	4,876 (25 人)	5,460 (28 人)	5,850 (30 人)
実績	2,687 (12 人)	3,111 (17 人)	3,612 (21 人)	4,016 (25 人)	5,835 (22 人)	

○就労継続支援(B 型)

就労移行支援等を利用したが一般企業等への雇用が難しい障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に生産活動にかかる知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

＜年間利用日数＞

※（ ）は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	24,960 (104 人)	29,520 (123 人)	34,560 (144 人)	25,500 (150 人)	26,350 (155 人)	27,200 (160 人)
実績	21,425 (124 人)	22,381 (146 人)	23,952 (151 人)	27,035 (155 人)	28,781 (168 人)	

○療養介護

医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。

＜年間実利用人数＞

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	1	2	4	8	9	9
実績	5	7	7	8	8	

○短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・食事の介護等を行います。

＜年間利用日数＞

※（ ）は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	880 (11 人)	960 (12 人)	1,040 (13 人)	1,440 (40 人)	1,440 (40 人)	1,440 (40 人)
実績	480 (23 人)	973 (31 人)	1,114 (33 人)	1,024 (37 人)	942 (28 人)	

③ 居住系サービス

居住系サービスは、夜間や休日に生活の場を提供するサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせて利用されます。

○ 共同生活援助(グループホーム)

知的障がい者や精神障がい者が夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の相談や入浴・排泄・食事の介護等の援助を行います。

※平成26年度から、ケアホームはグループホームに統合されました。

＜年間実利用人数＞

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	50	57	66	55	60	65
実績	50	50	52	49	52	

○ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日に入浴・排泄・食事の介護等を行います。

＜年間実利用人数＞

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	78	79	81	77	75	74
実績	82	80	84	85	83	

④ 相談支援

○ 計画相談支援

「障害福祉サービス」又は地域相談支援を利用するすべての障がい者等に、相談支援事業者が、「障害福祉サービス」の支給決定前又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、その後も厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。

＜年間実利用人数＞

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	21	40	61	432	442	452
実績	50	232	420	416	435	

○地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、相談支援事業者が、住居の確保、その他地域移行支援のための活動に関する相談、地域移行のための「障害福祉サービス」事業所等への同行支援等を行います。

<年間実利用人数>

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	2	2	2	10	10	10
実績	4	2	5	3	2	

○地域定着支援

居宅において単身で生活する障がい者又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

<年間実利用人数>

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	2	2	2	5	5	5
実績	3	5	5	3	3	

(2) 障がい児支援

①「障害児通所支援」

○児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画				1,800 (15 人)	1,920 (16 人)	2,040 (17 人)
実績	562 (5 人)	1,268 (11 人)	1,187 (17 人)	1,411 (14 人)	1,557 (17 人)	

○医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童を、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通わせ、児童発達支援や治療を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画				360 (1 人)	360 (1 人)	360 (1 人)
実績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	

○放課後等デイサービス

学校教育法 1 条に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画				2,952 (30 人)	3,148 (32 人)	3,345 (34 人)
実績	1,891 (25 人)	2,486 (25 人)	3,405 (31 人)	4,445 (45 人)	6,482 (65 人)	

○保育所等訪問支援

保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、その施設を訪問し専門的な支援が必要と認められた障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

<年間実利用人数>

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画				12 (1 人)	12 (1 人)	12 (1 人)
実績	0 (0 人)	0 (0 人)	3 (1 人)	3 (1 人)	3 (1 人)	

② 「障害児相談支援」

「障害者自立支援法」の一部改正により、平成24年4月より、「障害児相談支援」が児童福祉法に位置づけられ、「障害児支援利用援助」および「継続障害児支援利用援助」が実施されています。

＜年間実利用人数＞

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画				48	49	50
実績	8	16	55	59	82	

(3) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

障がい者等、障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、「障害福祉サービス」や他の必要とするサービスの利用調整などを行うとともに、障がい者虐待の防止や早期発見のために関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した生活を営むことができるようにすることを目的としています。

○相談支援事業所

市では、3障がいそれぞれの特性に応じた相談に応じられるよう、宇部市と共同で3か所の相談支援事業所に委託しています。

- ・「宇部市障害者生活支援センター・ぴあ南風」
- ・総合相談支援センター・ぷりずむ
- ・生活支援センター・ふなき

＜年間相談件数＞

※（ ）は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年 度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	2,110 (90 人)	2,000 (85 人)	1,790 (80 人)	800 (100 人)	800 (100 人)	800 (100 人)
実績	1,651 (89 人)	1,843 (152 人)	494 (95 人)	445 (81 人)	395 (81 人)	

＜相談件数の施設別内訳＞

※（ ）は実利用人数

年 度	24	25	26	27	28 見込
ぴ あ	194	480	66	40	67
ぷりずむ	597	426	54	78	80
ふなき	860	939	374	327	248
計	1,651	1,843	494	445	395

上記のほか、市内での相談を受けられる体制づくりの強化として、主に障がい者については平成23年4月に「相談室のぞみ」として開所し、平成26年4月からは「指定特定相談支援事業所のぞみ」として指定を受け、相談支援専門員を増員させ「サービス等利用計画」の作成を含む相談にも対応し、機能の向上を図っています。

また、障がい児については「心身障害児簡易通園施設なるみ園」において「発達相談室スマイル」を開所し、療育を含めた相談に対応しています。

＜相談件数の施設別内訳＞

※（ ）は実利用人数

年 度	24	25	26	27	28 見込
のぞみ	482 (73 人)	1,112 (84 人)	710 (102 人)	683 (74 人)	975 (127 人)
スマイル	427 (130 人)	451 (142 人)	398 (124 人)	466 (120 人)	468 (147 人)

② 意思疎通支援事業

意思疎通を図るために支援が必要な聴覚・言語障がい者等に、手話通訳又は要約筆記等の方法により意思疎通を図る手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

＜年間の手話奉仕員等の派遣回数＞

※（ ）は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	26 (10 人)	29 (11 人)	32 (12 人)	50 (20 人)	50 (20 人)	50 (20 人)
実績	43 (13 人)	58 (11 人)	68 (12 人)	54 (10 人)	60 (12 人)	

③ 日常生活用具等給付事業

重度障がい者の在宅での安心した生活を支援するため、日常生活用具等の給付を行います。

<年間の給付件数>

※（ ）は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	1,141 (141 人)	1,172 (145 人)	1,203 (130 人)	1,300 (170 人)	1,300 (170 人)	1,300 (170 人)
実績	1,188 (139 人)	1,264 (164 人)	1,303 (137 人)	1,383 (140 人)	1,300 (160 人)	

※ストーマ・紙おむつは1か月の支給を1件として算出。

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

<事業所数、年間の利用時間>

※（ ）は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	8 か所 420 時間 (7 人)	8 か所 480 時間 (8 人)	8 か所 540 時間 (9 人)	9 か所 1,200 時間 (8 人)	9 か所 1,350 時間 (9 人)	9 か所 1,500 時間 (10 人)
実績	8 か所 798 時間 (6 人)	9 か所 929 時間 (10 人)	9 か所 984 時間 (9 人)	7 か所 762 時間 (7 人)	7 か所 630 時間 (7 人)	

⑤ 地域活動支援センター(かに工房)

就業が困難な在宅の障がい者に、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、機能訓練や社会適応訓練、相談支援などを行います。

<一日当たりの利用人数>

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	8	9	10	12	12	12
実績	11	12	11	12	12	

⑥ 訪問入浴サービス事業

障がい者のいる家庭に移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行うことにより、障がい者の清潔と健康を保つことを目的としています

<年間利用回数>

※（ ）は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	50 (1 人)	50 (1 人)	50 (1 人)	50 (1 人)	50 (1 人)	50 (1 人)
実績	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	0 (0 人)	

⑦ 日中一時支援事業

施設や学校の空き教室等を利用して、障がい者等の日中における活動の場を確保し、社会に適応するための日常的な訓練を行うことにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

<事業所数、年間利用回数>

※（ ）は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	24 か所 2,650 回 (56 人)	24 か所 2,700 回 (57 人)	24 か所 2,750 回 (58 人)	29 か所 4,000 回 (80 人)	29 か所 4,000 回 (80 人)	29 か所 4,000 回 (80 人)
実績	24 か所 2,071 回 (59 人)	26 か所 3,789 回 (86 人)	25 か所 4,017 回 (119 人)	29 か所 4,999 回 (135 人)	28 か所 5,840 回 (130 人)	

⑧ 社会参加促進事業

○ふれあい運動会の開催

市内の障がい者や高齢者が参加し、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、相互の交流とふれあいを助長することを目的とし、平成28年度においても社会福祉協議会と共催で実施しました。

(平成28年度参加者 535人)

○点字・声の広報等発行事業

市内のボランティアグループによる広報紙の朗読活動を支援しています。点字による広報や広報の朗読テープは、ボランティアグループから直接届けられたり、市を通じて郵送されたりしています。

○奉仕員養成研修事業

市では手話奉仕員等養成講座を山陽小野田市社会福祉協議会に事業を委託し、実施しています。

＜手話奉仕員登録者数＞

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	30	30	40	40	40	45
実績	37	37	37	26	30	

＜要約筆記奉仕員登録者人数＞

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	30	40	40	20	20	20
実績	19	19	19	11	11	

⑨ 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい者又は知的障がい者が自動車運転免許を取得する場合の経費や、重度の肢体不自由障がい者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します。

＜年間助成件数＞

※（ ）は実利用人数

	第3期計画			第4期計画		
年度	24	25	26	27	28 見込	29
計画	5 (5 人)	5 (5 人)	5 (5 人)	4 (4 人)	4 (4 人)	4 (4 人)
実績	8 (8 人)	2 (2 人)	6 (6 人)	6 (6 人)	3 (3 人)	

2 「障害福祉サービス」等の数値目標の進捗状況

計画の重点目標である「入所から地域生活への移行の推進」と「施設から一般就労への移行の推進」について、平成29年度を目標年度として設定しています。

① 施設入所者の地域生活への移行

○第4期計画

◆数値目標

平成25年度末の施設入所者（75人）を基準とし、平成29年度までの地域生活への移行者数：6人

【県基準：平成25年度末の入所者の7.7%以上】

<人数>

年度	27	28 (1月末)	27～29 目標値
地域生活 移行者数	1人	1人	6人

② 施設から一般就労への移行

○第4期計画

◆数値目標

平成24年度における施設から一般就労への移行者数（8人）を基準とし、平成29年度における施設から一般就労への移行者数：10人

【県基準：平成24年度移行者数の1.3倍】

<人数>

年度	27	28 (1月末)	29 (目標値)
一般就労 移行者数	9人	7人	10人

【4】平成28年度主な事業の実施状況について

1 「障害福祉サービス」の充実

○山陽小野田市自立支援協議会「定例会」の開催

毎月第1木曜日（祝日の場合、第2木曜日） 市役所会議室

○障がい福祉情報の提供

障がい福祉に関する情報やサービスについて、制度の周知や利用促進

- ◆「障がい福祉のしおり」の発行：障がい福祉に関する情報やサービス掲載した冊子を作成し、障がい者手帳交付時に配布・説明し、手続きを行っています。また、本庁、山陽総合事務所その他各支所のほか、図書館にも設置しています。
- ◆市広報に障がい福祉に関する情報やサービスについて、定期的（4月、7月、10月、1月）及び随時に掲載しています。
- ◆神原苑小野田障害デイサービスセンターでの研修に講師として職員を派遣しています。

○山口県福祉医療費助成制度の一部自己負担金について市単独助成の継続

平成21年7月から山口県が導入した重度心身障がい者医療の一部自己負担金制度（1月1レセプト当たり通院500円、入院2,000円）について、利用者の医療機関の受診控えや健康維持への影響を懸念し、自己負担分を市が単独助成を行っています。平成28年度も継続実施するとともに、県へ一部自己負担金制度の撤回を要望しています。

○地域生活支援事業 日常生活用具給付事業の拡充

重度障がい者の在宅での安心した生活を支援するため、日常生活用具等の給付を行う日常生活用具給付事業について、給付用具の拡充等を行いました。

◆「地上デジタル放送対応ラジオ」の追加

地上デジタル放送を受信することができる地上デジタル放送対応ラジオを給付用具に追加しました。

基準額：29,000円 対象者：聴覚障がい2級以上の方

◆「点字ディスプレイ」の給付対象者の拡充

従前の視覚障がい及び聴覚障がいの重複障がいの方に加え、視覚障害1級のみの方も給付対象者となりました。

基準額：383,500円

対象者：視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級の重度重複障がい又は視覚障害1級の方

2 就労・自立・社会参加の促進

○福祉タクシー券事業の継続

障がい者の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を目的とした福祉タクシー利用助成事業の充実のため、平成21年10月から1人当たり12枚増加しています。平成28年度も継続して実施しています。

◆福祉タクシー券：1人1冊60枚

（人工透析のための通院者には通院回数により年間5冊まで追加交付あり）

○障がい者スポーツの推進

障がいの有無に関わらず、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむことができるよう地域の障がい者スポーツの支援を行っています。

◆第16回キラリンピック・第16回全国障害者スポーツ大会派遣選手選考会への出場支援（参加者：キラリンピック7名 選考会2名）

3 安心して暮らせる地域づくり

○「障害者虐待防止センター」の設置

障がい者虐待についての未然防止や早期発見、迅速な対応を行い、適切な支援を行っています。

○「障がい者差別解消相談窓口」の設置

平成28年4月1日に「障害者差別解消法」が施行となり、障がいを理由とした差別（不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど）についての相談窓口を障害福祉課に開設し、相談内容に応じて関係機関と連携や調整を行い、問題解決を行います。

○山陽小野田市障がい者差別解消支援地域協議会の開催

差別の解消に向けた取組を主体的に行うネットワークとして、障がい者差別に関する相談等についての協議や、障がい者差別を解消するための取組に関する提案についての協議を行います。

○あいサポート運動の実施

障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践し、障がいのある方が暮らしやすい社会を作っていくことを目的にした運動で、運動を実践する「あいサポーター」の研修を実施しています。

○「障害者週間」の啓発（「障害者週間」：12月3日から12月9日まで）

障がいや障がい者への正しい理解と認識の普及を図るため、市役所ロビーに障がい者の作品を展示しました。

◆展示期間 12月2日から12月22日まで

参加事業所 みつば園、のぞみ園、なるみ園、グリーンヒル山陽、
神原苑小野田障害デイサービスセンター

○精神保健福祉講座の継続実施

根強く残る精神障がいに対する社会的偏見を除去するため、精神疾患等に関する正しい知識の普及を図ることを目的として実施しました。

平成28年度は、精神疾患を持つ人が地域で安心した生活を送れるように、地域でできるサポートについて理解を深め、支援につなげることを目標に、関心のある方を対象として実施しました。

◆開催日

平成29年1月14日（土） 参加者 75名

講義：精神疾患の正しい理解と対応について

～こころの病を持つ人にやさしい地域づくりを目指して～

講師：山口大学医学部附属病院精神科神経科教授 渡邊 義文氏

4 多様な障がいへの支援

○宇部総合支援学校の進路相談会参加

3年生について、6月に進路相談会に、3月までに進路確認会に参加し、卒業後の進路について支援、手続きを行っています。

山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則

平成18年7月27日規則第41号
改正 平成21年8月14日規則第35号
平成22年3月31日規則第18号
平成27年3月31日規則第30号
平成27年12月17日規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、18人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 障害福祉に係る団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

○障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋） （障害者総合支援法）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項